

岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(総 則)

第1条 県は、老人の福祉の向上を図るため、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）並びに社会福祉法人及び医療法人（以下「社会福祉法人等」という。）その他法令で老人福祉施設等の設置が認められている法人（以下「補助事業者」という。）が行う老人福祉施設等の整備（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して法人

(補助対象外整備)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号に規定する開発行為を行うのに適当でない区域内の土地をいう。以下同じ。）において老人福祉施設等の整備を行う場合。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は、補助の対象とすることができる。

- (2) 災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）において老人福祉施設等の整備を行う場合。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等及び次に掲げる場合は、補助の対象とすることができる。
- ア 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の（ア）から（エ）までの全てに該当すること。ただし、改修を行うときは次の（エ）に該当すること。
- イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること。ただし、改修を行うときは次の（エ）に該当すること。
- （ア） 整備を行う老人福祉施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- （イ） 整備を行う老人福祉施設等の事業用地が所在する市町村において、災害イエローゾーンにおける老人福祉施設等の整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- （ウ） 整備を行う老人福祉施設等又は老人福祉施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- （エ） 整備を行う老人福祉施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の対象となる社会福祉法人等）

第5条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、補助事業の遂行に必要な経費を確保するため、あらかじめ次の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該社会福祉法人等の運用財産のうち、施設を開設するまでに必要な額を開業資金として現金又は預金で有すること。
- (2) 介護保険事業を始めようとする場合については、当該社会福祉法人等の運用財産のうち施設の開設後収入が安定するまでに必要な運転資金として当該施設の年間事業費の12分の2以上に相当する額を預金で有すること。
- (3) 事業費における借入金の合計額は、建設資金（施設整備（設計監理を含む。）、設備整備及び土地取得に必要な資金をいう。）から法的・制度的補助金（国庫補助金、県補助金、交付金に係る市町村補助金及び民間公益補助金等をいう。）を控除した金額に、独立行政法人福祉医療機構が行う福祉貸付事業における高齢者福祉施設に対する融資率（融資条件の優遇措置がなされる場合は、その融資率）を乗じて得た額を上限とすること。
- (4) その他知事が別に定める条件を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、新設法人（この補助金の交付により老人福祉施設等を整備し、かつ、当該施設の運営を目的の一部として新たに社会福祉法人の設立認可を受け、当該認可の日から3年を経過しない法人をいう。以下同じ。）の役員に次に掲げる者が含まれる場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 国税（所得税及び消費税に限る。）、県税又は市町村税に滞納のある者
- (2) 破産法（平成16年法律75号）第2条第4項に規定する破産者であって、復権を得ない者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項若しくは第115条の22第1項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第107条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項、第38条第1項、第51条の20第1項若しくは第51条の21第1項若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項、第24条の9第1項若しくは第24条の28第1項の規定による指定若しくは開設許可の取消処分を受けた事業者若しくは開設者の当該処分事由が発生した時点の役員又は当該事業者の事業所若しくは開設者が開設した施設を管理する者
- (4) 社会福祉法人の設立認可手続、補助金申請手続等のために県が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明等をした者

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（補助金の交付決定）

第7条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、別記第2号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付することにより行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次の事項とする。

- (1) 規則第21条に規定する知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 社会福祉法人等が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- (4) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (5) 社会福祉法人等が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に

付するなど県が行う契約手続の取扱いに準じること。

- (6) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号の2様式により、速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

- (7) 前号の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助金の額の増減がなく、かつ、補助事業に要する経費の増減が20%を超えない変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模又は構造の変更とする。

4 補助事業者が規則第6条第1号、第2号若しくは第3号の知事の承認を受け、又は同条第4号の規定による報告をしようとする場合の申請書又は報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）
(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書（別記第5号様式）

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、知事が別に定める基準により補助事業の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

（検査の実施）

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、別記第6号様式による工事着工届を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の工事においておおむね躯体が立ち上がったとき（おおむね出来高が20～30%となったときをいう。以下「基礎工事完了時点」という。）に、別記第7号様式による工事中間届を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の工事が完了したとき（以下「工事完了時点」という。）は、別記第8号様式による工事完了届を工事が完了した日から5日以内に知事に提出しなければならない。

4 知事は、基礎工事完了時点及び工事完了時点において、計画に従った建設の進捗状況を技術的及び事務的見地から工事現場で確認する。

5 補助事業者は、中間検査及び完了検査で目視により確認できない部分を含め、基礎等の工事写真を県へ提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条に規定する額の確定の通知があった日以降に別記第10号様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、第1項の規定にかかわらず、別記第11号様式による概算払請求書その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(事業効果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業で整備した老人福祉施設等について、次の各号に掲げる事項を当該各号に掲げる日の翌月末までに知事に報告しなければならない。

- (1) 当該施設を開設して3月を経過した日の入所者数
- (2) 当該施設を開設して6月を経過した日の入所者数
- (3) 当該施設を開設して1年を経過した日の入所者数

- 2 前項の規定による報告は、別記第12号様式により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第21条に規定する知事が承認するときの基準は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日厚生労働省老健局長通知）に定める基準を準用する。

- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）の社会福祉施設等施設整備費補助金の欄に掲げる処分制限期間に相当する期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する

年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第18条 別表補助対象経費等の欄(5)については、第6条、第7条、第8条第1項第5号、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定を適用しないことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度予算に係る補助金(平成17-18年継続事業を含む)はなお岐阜県心身障害者(児)及び老人福祉関係施設整備費並びに設備費補助金交付要綱の例による。
- 3 この要綱の制定前に岐阜県心身障害者(児)及び老人福祉関係施設整備費並びに設備費補助金交付要綱の規定によりなされた平成18年度の補助金に係る行為(老人福祉施設の整備にかかるものに限る。)は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成21年度予算に係る補助金(平成21-22年継続事業を含む)はなお従前の岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱によるものとする。
- 3 但し、平成22年6月1日から平成24年3月31日までの間、第3条第1項第三号について、「10分の8を上限とする」は「10分の9を上限とする」に読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度予算にかかる補助金(平成23-24年継続事業を含む)は、なお従前の岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱によるものとする。
- 3 ただし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、第4条第1項第三号について、「10分の8を上限とする」は「10分の9を上限とする」に読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、第4条第1項第三号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、第4条第1項第三号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第4条第1項第3号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、第4条第1項第3号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第4条第1項第3号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第4条第1項第3号中「10分の8を上限とする」とあるのは「10分の9を上限とする」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項又は第4項の規定により設置する定員30人以上の養護老人ホーム又は定員30人以上の特別養護老人ホームの整備に要する経費	知事が必要と認める額
(2) 老人福祉法第15条第5項の規定により設置する定員30人以上の軽費老人ホーム（身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるもので、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設（一部を特定施設として整備する場合は、当該部分に限る。）として整備するものに限る。）の整備に要する経費（ユニット型の新設に限る。）	知事が必要と認める額
(3) 介護保険法第8条第28項又は第29項の規定により設置する定員30人以上の介護老人保健施設又は定員30人以上の介護医療院の整備に要する経費	知事が必要と認める額
(4) (1)に掲げる施設の改築及び改修（既存の従来型施設における多床室の個室（準個室を含む。）への転換や居室環境等の改善のための改築及び改修に限る。）並びに(3)に掲げる施設の改築に要する経費	知事が必要と認める額
(5) 社会福祉施設等の大規模な修繕（社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について（平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知）又は平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について（平成30年12月14日付け厚生労働省発社援1214第4号厚生労働省事務次官通知）に基づいて市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、民間事業者又は法令で施設設置が認められている法人が行うものに限る。）に要する経費	知事が必要と認める額

(備考)

1 整備の区分及び内容は、以下のとおりとする。

整備区分	整備内容
新設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加させるための整備を行うこと。
改築	既存施設を廃止して新たに施設を整備すること（移転を含む）。
改修	既存の従来型施設における多床室の個室（準個室を含む。）への転換や居室環境等の改善を行うこと（国交付金の対象外の事業を対象とする）。

2 次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内道路等の外構整備に要する費用
- (5) 工事費又は工事請負費の2.6%を超える工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。）
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

3 「ユニット型」とは、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所でケアを行う施設をいう。